

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則制定の件

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年5月15日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤岡 謙一

西宮市教育委員会規則第 号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例施行規則（昭和63年西宮市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（休業補償を行わない場合）

第2条 条例第5条ただし書の規則で定める場合は、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。

付 則

この規則は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。

（参考）

○提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うため。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例施行規則

改 正 後	現 行
(略)	(略)
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第2条 条例第5条ただし書の規則で定める場合は、<u>拘禁刑又は拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。</u></p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第2条 条例第5条ただし書の規則で定める場合は、<u>次に掲げる場合とする。</u></p> <p><u>(1) 拘禁刑又は拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</u></p> <p><u>(2) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>
(略)	(略)